

伝染性紅斑警報の発令について（速報値）

令和7年3月27日（木）15時00分

北海道胆振総合振興局保健環境部
保健行政室（北海道室蘭保健所）
電話：0143-24-9528

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第12週（令和7年3月17日～3月23日）において、室蘭保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

10～20日の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な紅い発疹（蝶翼状—リンゴの頬）が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などの発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引くことや、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。

なお、頬に発疹が出現する7～10日ほど前に、微熱や感冒様症状が多くみられ、発疹が現れた時には感染力はほぼ消失しています。ほとんどは、合併症を起こすことなく自然に回復します。

2 伝染性紅斑の感染予防

発疹が出現した時にはほとんど感染力がありませんので、二次感染予防策の必要はありません。

また、ウイルス排泄期には特徴的な症状を示さないので、実質的な二次感染予防策はありませんが、感染症の予防策として、手洗いの徹底を心がける必要があります。

妊婦などは、流行時期に感冒様症状の者に近づくことを避け、熱や倦怠感が出現した後に発疹が出るなど、感染を疑う症状がある場合には、医療機関に相談し、胎児の状態を注意深く観察してください。

3 その他

（1）最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第8週 (2/17～2/23)	第9週 (2/24～3/2)	第10週 (3/3～3/9)	第11週 (3/10～3/16)	第12週 (3/17～3/23)
室蘭保健所	0 (0.00)	3 (0.60)	9 (1.80)	9 (1.80)	12 (2.40)※
全 道	99 (0.73)	114 (0.84)	137 (1.01)	218 (1.60)	集計中
全 国	1,744 (0.56)	1,777 (0.57)	1,793 (0.57)	2,516 (0.81)	集計中

※第12週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、室蘭保健所管内の小児科定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

＜伝染性紅斑の警報レベル＞

	開始基準時	終息基準値
定点あたりの患者数（人）	2	1